

令和 7 年度事業地域間幹線・地域内フィーダー系統確保維持計画 の認定申請について

地域間幹線補助および地域内フィーダー補助とは、国土交通省が行う「地域公共交通確保維持事業」に基づき、認定を受けた赤字路線に対して、国庫補助を受けられるものです。

国庫補助を受けるためには、各市町の法定協議会にて計画を策定し、申請を行う必要があります。なお、国の法改正に伴い、令和 7 年度事業より申請に係る手続きに変更が生じており、詳細を以下にまとめています。

1 対象路線および要件

補助路線	種別	系統名	実施主体	補助要件
幹線補助	路線バス	服部線	近江鉄道株式会社	・ 複数市町にまたがる系統 ・ 経常赤字が見込まれること
フィーダー補助	路線バス	小浜線	近江鉄道株式会社	・ 補助対象地域間幹線バス系統と接続していること ・ 経常赤字が見込まれること
	くるっとバス	大宝循環線	草津市 栗東市 守山市 (運行は近江鉄道株式会社)	
		宅屋線		

2 令和 6 年度事業との変更点

＜幹線補助の変更点＞

令和 6 年度事業までは滋賀県地方バス対策地域連絡協議会（以下、県協議会）が、計画策定および認定申請を行っていましたが、令和 7 年度事業は守山市地域公共交通活性化協議会（以下、守山市協議会）での計画策定、認定申請が必要となりました。

＜フィーダー補助の変更点＞

令和 6 年度事業までのフィーダー補助系統確保維持計画は小浜線のみを申請していましたが、令和 7 年度事業より、法改正に伴いくるっとバスを含めた計画を策定するよう変更されたとともに、交付申請者も事業者から守山市協議会に変更となりました。

R6 年度事業（R5 申請）

	認定申請（R5. 6）	交付申請（R6. 11）
幹線（服部線）	県協議会	事業者
フィーダー（小浜線）	守山市協議会	事業者
フィーダー（くるっと）	栗東市	事業者



R7 年度事業（R6 申請）

	認定申請（R6. 6）	交付申請（R7. 11）
幹線（服部線）	守山市協議会	事業者
フィーダー（小浜線）	守山市協議会	守山市協議会
フィーダー（くるっと）	各市協議会	各市協議会

3 届出書類

- ・ 別紙【資料 6－1 地域間幹線補助系統確保維持計画認定申請書 他】
- ・ 別紙【資料 6－2 地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書 他】